

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改修・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止についてご説明するとともに、災害現場における石綿対応についてのご講演を行います。是非ご参加ください。

●日時：令和元年6月25日(火)13時45分から16時30分まで(13時15分開場)

●会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)7階ホール

(大阪府中央区大手前1丁目3番49号)

●定員：500名(参加無料)

●講演内容

1. 災害現場における石綿飛散防止対策について

熊本市 環境局 環境政策課 八浪 哲也

2. 煙突に使用された石綿含有断熱材について

Hi-jet ARC 工法研究会 藤林 秀樹

3. 大気汚染防止法等の石綿飛散防止対策について

大阪府環境農林水産部



【行き方】京阪または地下鉄谷町線「天満橋」駅1番出入口から東へ約350m。もしくは、JR東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

【参加申し込みについて】

参加を希望される方は、大阪府インターネット申請・申込みサービスからお願いします。インターネットにより「大阪府 石綿 セミナー」を検索し、必須項目を入力してください。

【お願い・注意事項】

申込みが完了すると、申込み時に入力したメールアドレス宛に「【大阪府インターネット申込み】申込み内容到達のお知らせ」というタイトルのメールが届きます。そのメールを印刷して当日、必ずお持ちください。(メールは申込み完了後、10分以内に届きます。)

※お忘れの場合、御入場いただけない場合があります。

※障がい等がある方で、参加にあたり配慮を希望する方は事前にご相談ください。

大阪府 石綿 セミナー

検索

■ 申込み期間

令和元年5月22日(水)14時から開催日前日17時までにお申し込みください。

※定員に達し次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL : 06-6210-9581

建築物等の解体・改修・補修工事を 発注、施工する皆さまへ

重要！！

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の開始前に実施する、石綿の有無に関する調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

解体等工事の現場において、施工者は事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する義務があります。

事前調査の結果及び建築物の石綿飛散等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法施行規則第14条の4第1項及び大気汚染防止法の保安に関する条項施行規則第14条の4第2項により、建築物の石綿飛散等作業については以下のとおり、お知らせいたします。
大気汚染防止法第14条の4第1項第2号、大気汚染防止法の保安に関する条項施行規則第14条の4第2項第2号及び建築物等の解体等の作業中の作業の石綿飛散防止に関する条項の施行規則により、建築物の石綿飛散防止対策の取組を以下のとおりお知らせいたします。

作業種・解体工事の名称	〇〇株式会社本社ビル解体工事(解体工事)に付する解体作業	建築物の石綿飛散防止対策	大気汚染防止
事前調査方法(調査時期)	設計図書、目視、建材分析(1~4月 天候、夜、雨)	終了年月日	平成〇〇年〇月15日
石綿含有建築材料の種類	水回り等 石膏ボード等	石綿の種類及び含有率	アモサイト 100%
石綿飛散等作業を行う期間	平成〇〇年〇月〇日~ 平成〇〇年〇月〇日	石綿作業上の注意(石綿飛散防止対策) 作業の開始により発生した石綿飛散防止対策	大気汚染防止 大気汚染防止法第14条の4第2項第2号
石綿飛散等作業の立役	高層部分の作業(解体)一部作業 の飛散防止の注意	石綿飛散防止対策	作業中の発生した石綿飛散防止対策
石綿の調査に際する 石綿の調査の設計書	作業時間(1日) 作業中6時~17時 作業中17時~	撤去年月日、撤去方法及び保管場所 撤去しない場合は、その旨	大気汚染防止 大気汚染防止法第14条の4第2項第2号

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

石綿飛散防止対策の取組(確認) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

石綿飛散防止対策の取組(確認) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

石綿飛散防止対策の取組(確認) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

事前調査及び作業に係る掲示板

☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。

隔離養生区画内(除去作業前)



☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

【災害発生時の対応】

☆災害時は建築物等の石綿の状況を確認してください。

災害の発生により、アスベストが飛散するおそれがある場合は、応急対応として、作業者の安全を確保したうえで、ビニールシート等による飛散防止措置や立入禁止など、建物利用者や周辺の方々へのばく露防止対策を講じていただきますようお願いします。

＜お問い合わせ先＞

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！